㈡　若年運転者講習に関する規定の整備（第一〇二条の三、第一〇八条の二、第一〇八条の三の三、第一〇八条の四及び第一〇八条の五関係）

(1)　㈠の特例により取得した特例取得免許を現に受けている者であって、特例取得免許を最初に受けた日から二一歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び二〇歳に達した日以後特例取得免許のうち中型自動車免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。）に自動車等の運転に関し道路交通法（昭和三五年法律第一〇五号）の規定等に違反する行為をし、当該行為が一定の基準に該当することとなったものに対し、若年運転者講習の受講を義務付けることとした。

(2)　公安委員会は、若年運転者講習を指定講習機関に行わせることができることとした。

㈢　若年運転者期間に係る取消しに関する規定の整備（第一〇四条の二の四関係）

公安委員会は、若年運転者講習の通知を受けた者が若年運転者講習を受けないと認めるとき又は若年運転者講習を終了した者が、当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為をし、当該行為が一定の基準に該当することとなったときは、その者が受けている特例取得免許を取り消さなければならないこととした。

3　悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

㈠　妨害運転に対する罰則の創設（第一一七条の二及び第一一七条の二の二関係）

(1)　他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者に対する罰則を創設することとした。

(2)　(1)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者に対する罰則を創設することとした。

㈡　運転免許を受けることができない期間等に関する規定の整備（第九〇条、第一〇三条及び第一〇七条の五関係）

公安委員会は、運転免許を受けた者が㈠の(2)の行為をしたときは、その者の運転免許を取り消すことができることとするとともに、三年以上一〇年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が運転免許を受けることができない期間を指定すること等ができることとした。

㈢　運転免許の効力の仮停止に関する規定の整備（第一〇三条の二関係）

㈠の(2)の行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとした。

4　その他

㈠　普通自転車の定義に係る規定等の見直しに関する規定の整備（第二条、第一七条及び第六三条の三関係）

(1)　車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当する車両を押して歩いている者は、歩行者とすることとした。

(2)　車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当する車両は、自転車道を通行することができることとした。

(3)　普通自転車の定義を見直し、四輪以上の自転車についても、普通自転車に該当し得ることとした。

㈡　停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備（第四四条関係）

停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象に、自家用有償旅客運送等の用に供する自動車が、乗客の乗降等のための乗合自動車の停留所等における停車又は駐車であって、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合を加えることとした。

㈢　車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除（第五一条の二関係）

車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定を削除することとした。

㈣　初心運転者標識に係る規定の見直しに関する規定の整備（第七一条及び第七一条の五関係）

(1)　準中型自動車免許を受けた者で当該準中型自動車免許を受けていた期間が通算して一年に達しないものは、普通自動車の前面及び後面に初心運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないこととした。

(2)　自動車を運転する場合において、初心運転者標識等の表示義務がある者が当該標識等を付けた準中型自動車を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該準中型自動車の側方に幅寄せをするなどしてはならないこととした。

㈤　運転免許試験の一部免除に関する規定の整備（第九七条の二及び第一〇八条の三二の二関係）

運転免許が失効した後六月以内の者等が運転免許の再取得に係る運転免許試験の一部免除を受けようとする場合において、更新時講習又は高齢者講習と同等の効果がある講習等を受けた者を、更新時講習又は高齢者講習を受けた者と同様に取り扱うものとした。

㈥　診断書提出命令に関する規定の整備（第一〇二条関係）

公安委員会は、運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者が一定の病気等に該当する疑いがあるときは、一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができることとした。

5　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　施行期日

(1)　(2)及び(3)を除き、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(2)　3については、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

(3)　4の㈠から㈣までについては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（法律第四三号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法の一部改正関係

1　民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた都市再生事業等の施行に要する費用の一部として、建築物の利用者等に有用な情報の収集等を行うための設備の整備に要する費用について支援できることとした。（第二九条及び第七一条関係）

2　市町村は、単独で又は共同して、都市再生整備計画及び立地適正化計画を作成すること並びに市町村都市再生協議会を組織できることとし、市町村等は、市町村都市再生協議会に、関係する公共交通事業者、公共施設の管理者、公安委員会等を構成員として追加できることとした。（第四六条第一項、第八一条第一項及び第一一七条関係）

3　市町村は、滞在及び交流の促進を図るため、公共公益施設の整備等が必要な区域（以下「滞在快適性等向上区域」という。）を都市再生整備計画に記載できることとした。（第四六条第二項関係）

4　市町村は、滞在快適性等向上区域内の土地所有者等が実施する滞在快適性等向上施設等（広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設等をいう。以下同じ。）の整備等に関する事業であって、市町村が実施する事業と一体的に実施されるもの等（以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。）に関する事項について、都市再生整備計画に記載できること等とした。（第四六条第三項及び第四項並びに第四六条の二～第四六条の八関係）